

公 示 送 達 に つ い て

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び交野市税条例(平成15年条例第38号)第7条の規定により公示送達する。

送達書類は、交野市市民部収納管理課において保管し、送達を受けるべき者が判明すれば、直ちに交付するものとする。

なお、送達を受けるべき者が判明しない場合は、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 8 月 18 日

交 野 市 長 山 本 景



対象者及び送達書類

別紙「対象者及び送達書類一覧」のとおり

対象者及び送達書類一覧

公示番号	対象者氏名	送達書類
1	山元 翔太	国税徴収法第54条の規定に基づく通知